

## 第6回 史跡三重津海軍所跡整備基本計画策定委員会 会議録

1. 日時：平成29年5月26日（金） 13：30～16：30

2. 場所：大財別館4階会議室

3. あいさつ：

本来であれば企画調整部長の古賀が出席をして挨拶を申し上げるところだが、本日は6月議会直前の庁内会議が同時開催のため、終わり次第こちらに参加する。そのため、開会のあいさつについては私から申し上げる。この委員会も本日で6回目であり、最後の委員会と考えている。今回は計画全体の最終確認をしていただきたいと考えている。特に、配布している資料の中では3章の全体構想と、方針がきちんと設定されているか。4章～7章に書いている保存整備の具体的な手法が三重津にとって十分なものになっているか。また、前回の会議の中で「三重津らしさ」が足りないのではというご指摘があった8章については、全面的に書き換えを行っている。そのため8章に記載している手法や考え方が三重津に相応しいものとなっているか、「三重津らしさ」が出ているか等を中心に最終的な確認を頂きたいと思っている。この委員会においては、保存整備活用の基本計画について承認をいただいて、次のステップに移行したいと市でも考えているので、最終的な議論、取りまとめをお願いしたい。皆様には計画の実現のために今後ともご協力をお願いする。

4. 出席者：

・委員8名【有馬委員、今津委員、内田委員、重藤委員、金子委員、渡辺委員、清水委員、北村委員】

※欠席：藤田委員、田代委員

・助言者2名【内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室本中参事官、佐賀県教育庁文化財課徳富参事】

欠席：文化庁文化財部記念物課

・所有者2名【国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所富岡所長】

欠席：佐賀県有明海漁業協同組合早津江支所久米支所長

・事務局9名

5. 会議内容：

◆会長あいさつ：

今日が最後の委員会ということで、基本的には今回で取りまとめとなるのでよろしくをお願いしたい。若干の文言変更その他については、この先はお任せ願いたい。

◆議事：

○第5回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

説明

- ・資料1を用いて説明

質疑応答

なし

○三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画（案）について

説明

- ・資料4 1～3章について説明
- ・資料の右上の赤字記載は、事前送付の資料より変更があった部分
- ・P69、100については当日差し替えがある

質疑応答

- |     |  |
|-----|--|
| 委員  | P32はこの表記で良いのかを後ほど確認いただきたい。P43の三重津タイムクルーズのところで、『差替え予定』というのはドームシアターの写真を差し替えるということか。  |
| 事務局 | あまり良い写真が見つからないので検討して差し替えたいと考えている。  |
| 委員  | それはお願いしたい。そのすぐ上、『内容の一部に正確とは言えない情報が含まれているという指摘がある』という記載は、このような書き方が適当なのか。そういう指摘があるとすれば、それに対応した中身にしておくべきではないか。  |
| 事務局 | 2章はまず現状・問題点について記載し、課題の整理をしている。計画書の後半にこれについての考え方や配慮の仕方を明示するという構成である。  |
| 委員  | 別々に分ける必要があるのか。   |
| 委員  | その記載について、具体的にはどういうことか。   |
| 事務局 | 具体的に言うと、1つはオキュラスリフトという、ビューワーをつけて立体的に見せる映像について、その中で表現している凌風丸の船のスピードや波切りの状態や、ジオラマの部分でも指摘があったが、大正時代の絵図を模して作っている物を参考にしていて関係上、建物の配置や護岸の様子が少し違うのではないかという指摘が以前あった。映像として共通して使っているものの中にいくつかそういうものがある。 |
| 委員  | 確かに問題点の指摘としては正しいのかもしれないが…。   |
| 事務局 | 「内容の一部には改善が必要なものも含まれている」というような書き方に修正させていただく。   |

委員 文章や中身とは関係ないが、ドームシアターを実際に体験した際、終わった後に立とうとしたらクラクラした。少し怖いと感じたが、そのような苦情は出ていないのか。

事務局 苦情としては出ていない。入る前に、映像の視点が急激に動く場面があるので、気分が悪くなることもあるという注意事項を伝えた上で使用してもらうようにしている。車酔いをしやすい人などは、そういう症状が出ることもあるので、運用上でカバーしていきたい。

委員 小さいドームの中で急な速度で映像が動くので、少しきつuitと感じた。

事務局 今のご指摘は市の内部でも出ているので、人によってそういうことがあるということ認識した上で運用しなければならないと思っている。

委員 P20 で⑦指定説明が抜粋になっており、全文は巻末に掲載となっているが、指定説明文全文は本文に出した方がよいのではないか。

事務局 今のところの予定では、目次を見ていただけると分かるように、世界遺産の登録決議文やモニタリングカルテ、保全委員会に提出する年次報告書の様式などを最終的には巻末の付属資料につけようとしている。史跡指定の説明文についても、その中で全文を記載しようと考えている。

委員 巻末にするには重すぎるのではないか。史跡としての話がベースにあって、それがすべての話の出発点になるのに、その指定理由は概要しか書いていないとなると、何が重要かわからない。全文を出したとしても1ページか2ページだろうから、巻末に持ってくる話ではないと思う。

委員 指定理由を踏まえてそれに依拠して以下の計画が立てられるという構造を考えると、全文があった方がよいのではないかという気はする。

委員 具体的には、P26 (1) 8 行目『アイデンティティを形成する上での重要な側面と位置づけられている』とあるが、どこに位置付けられているのかが本文にないといけないのではないか。それは前の段階で本文に出ていないと適当ではない。

委員 おそらく P20 は、(1) の体裁としてこうされたのだと思うが、重要なベースになる文章であるので、全文掲載するということがよいのではないか。形式的もしくは他の理由でそうする必要はあるのか。

事務局 形式的なものではない。以前お示しした計画書の中では、最初は全文を載せて歴史的背景まで含めて、かなり多くのページを割いて説明していたが、計画書の体裁上、その部分が厚くなりすぎるということで、歴史的背景や価値の部分を省略して、全体のバランスの中で巻末資料としてよいのではないかと官房からもご指摘があり、最終的に今の体裁になった。世界遺産委員会の決議文も、概要として載せている関係上、本編については両方合わせて巻末でよいのではということだったので、このようにしていた。

委員 内閣官房にお聞きしたいが、これくらいのバランスがよいのか。

内閣官房 事務局の説明の通り、他の構成資産とのバランスから言うと、この部分に多く指摘が入ってきて、ウエイトがかかってしまったところが出てきた。その点からも顕著な普遍的価値の部分も、全文ではなく概要にして、全文は巻末資料としているので、そのバランスで指定文についても圧縮したものを本文に載せて、全文は巻末に入れるという整理をした。抜粋が5行になっていて軽いというイメージがあるが、国の史跡に指定した場合は、例えば3行解説、10行解説、13行解説といった具合に、全文に至るまでにいくつかのパターンがあって、使い道によって分量を変えている。この場合はどうだったかよく覚えていないが、もう少し多くてもよいかなという気はしている。5行だと非常に軽い印象がある。もう一点言うておかなければいけないのは、整備も修復・活用も、全て指定説明が基本になるということは間違いないが、保存管理計画ではないので、保存管理計画ほどこの部分が多くなってしまうのはどうかという感じもある。

委員 現在は5行程度しかないが、どうか。

委員 全体の調整の中でそうということであれば、それでよいと思う。

委員 どこかで、こうした構成のもとで作っているという考え方がわかる説明があるとよいが。このようになっているという事は、読んでもらう前にご説明されるとか、そういう配慮をしてもらえるとありがたい。

事務局 分量的に4行では少なすぎるということで、15行程度までは分量を増やして中身を濃くしたものを載せたいと思う。また、委員からご指摘のあったP26の『地域の発展や地域コミュニティのアイデンティティ』の位置づけについて、史跡の指定理由書、説明書の中にはその内容について記載されていない。実際にこれを書いているのは管理保全計画書で、これは世界遺産の登録をする際の申請書に添付した三重津海軍所跡管理保全計画書だが、この中に改めて世界遺産の価値づけの中の整備として『地域の発展の～形成する』の文章が書かれている。指定理由書には書かれていないということを補足しておきたい。

委員 P22、下から11行目に『推薦された23の構成資産は…』とあるが、登録された後も「推薦された」という言葉を使うのか。

事務局 決議文の概要として載せているので、内閣官房と相談の上検討したい。

内閣官房 これは決議文の抜粋なので変えられない。推薦された状態で世界遺産委員会が採択するという事になっているので、「推薦という言葉を使っているのはそういう意味である」という注記が必要かもしれない。

委員 承知した。P28のタイトルに②『史跡の構成要素と世界遺産の構成要素』と書いてあるが、世界遺産の構成要素は、グループで登録している中の三重津海軍所跡などが構

成要素だという気がする。「世界遺産としての構成要素」ということか。

事務局  
委員

ご指摘のとおり、「世界遺産としての」という意味である。

その後の本文、7行目は「したがって…世界遺産としての構成要素…」に、③その他の有効な構成要素の中の1行目は「これまでに…世界遺産としての構成要素…」に合わせて修正するほうがよい。

事務局  
委員

これに関連する部分については「としての」という表記に全て変更する。

P28③の中頃で、みえつSCOPEや三重津タイムクルーズなどの名称が出てくるが、これは設備の名前か、それともソフトの名前か。

事務局  
委員

ソフトも含む設備、システム全体のことを言っている。

構成要素の中に入れられているので、ソフトだとおかしい気がした。システムでハードも含まれているのであればここにあってもよいが、そのあたりは意識して書かれているのか。

事務局  
委員

ソフトもハードも含んだコンテンツということで、構成要素に入る。

P31は、対岸の農地などを計画に位置づけているが、市内の追加指定地の北西部にある農地などは計画に位置づけなくてよいのか。対岸の農地のみを位置づけているが、こちらを位置づけない理由は何か。

委員

こちらを位置づけないということではなく、対岸を位置づけた理由が景観上、資産から景色を望んだときに見えるエリアということではないか。

事務局

資産周辺にあるのは世界遺産としての緩衝地帯のエリアということになる。緩衝地帯の考え方は、大まかに言うと、三重津を中心として、前に流れている川と堤防を含む河川施設が緩衝地帯の1つの構成となっているので、河川の景観を河川法の枠組みで守ることになっている。農地については、三重津に立って川を越えて農地側を見た時に、現在建物が建っていないので、当時の芦原の風景を想起させるエリアという事で、水田にはなっているが空閑地のエリアとして重要だということで、農地の保全をするため農振法の規模で守ろうとしている。あとは、集落については、都市計画法で、それ以外については、福岡県側、佐賀県側の両方にまたがって、それぞれ定められている景観法、また佐賀市側は都市計画法等で守るということでエリア設定がされている。管理保全計画書（CMP）のP53を見ていただきたい。世界遺産を登録する際に緩衝地帯をどういう意味付けで設定したか、またそれをどういう法律で守っていくかが表で表されている。基本的に農地の景観を守る場所が緑色の部分のみになる。発言にあったような北西部の農地の景観は、現地から見通しも利かないし、景観法と都市計画法で守れば十分だという考えである。その関係上、その考え方を「価値を補完する要素」として整理した時に、計画のP31に示している、農地、河川、集落等が周辺の景観として重要ではないかと考えたことから、こういう図になっている。

委員 P31 に何も書いていないが、一応バッファゾーンには入っているということ。

委員 バッファゾーンの範囲も入れた方がよいのではないか。

事務局 P31 にはバッファゾーンのラインを入れたい。説明が不足していれば書き足す。

委員 P34、旧堤防の一番下の文章にあるように、『保存状況の確認』と『保存状態の確認』という言葉が混在している。

事務局 文章が重複しているので「現在は、除草による管理のみを行い、目視による地表面の…保存状態の確認を行っている」に修正する。

委員 P55 (5) 管理運営に関する現状と問題点について、組織体制については全く問題が無いのか。世界遺産課と文化財課があり、河川事務所との連絡体制などで管理上問題になることはないのか。

事務局 関係者で情報共有、共通認識を持つために色々と話し合いをしているので、ある程度の組織作りはできている。組織については、P105、9 章のところで触れている。一つは、庁内を中心に整備をしているという形がある。佐賀市が中心となって、文化庁や内閣官房、県に助言指導をいただいたり、世界遺産の承認機関として各エリアに置かれている地区別協議会、佐賀の場合は佐賀地区管理保全協議会だが、そういったところに報告したり協議をしたりする体制となっている。また、活用のところに関わるが、公開活用に関わる民間団体等との連携共働の体制作りで行こうと考えている。もうひとつは、図 112 に記載しているが、地区別協議会の構成、その上位組織になる内閣官房が事務局をしている保全委員会と、それに合わせて助言をいただく有識者会議という位置づけの中で、関係機関と連携しながら、運営している。十分かと言われると努力が必要な部分もあるが、最低限ある程度の組織体制づくりはできていると言えるのではないか。問題点の中に、その辺りの文言が必要であれば検討して書き込みたい。

委員 P63、(1) 三重津海軍所が物語るもの、5 行目『普遍的な価値の証明に貢献する…位置づけられている』という記載について、登録前は証明という言葉が必要だったと思うが、登録後も証明という言葉が出てくるのは適当なのか。

内閣官房 これは英語の関係から言って、証明という言葉が無いと成り立たない。Justificationという言葉がどうしても入ってくるので、顕著な普遍的価値に貢献しているという言い方は英語では成立しない。証明あるいはそれを正当化する上で貢献しているという文脈になる。直訳的だが、そういう観点からいうと証明という用語が必要になってくる。日本語的には価値に貢献しているということの方が理解しやすいと思うが、そうではない。

委員 英訳との関係があるならばそれでよいと思う。その文章の 1 行目、『試行錯誤の挑戦の…示す遺跡である』とあるが、試行錯誤によって結果的に良いものができたのだと思うが、試行錯誤の挑戦というよりは、試行錯誤の結果造船技術が改良されてきたこ

とを示す具体的な様相ということではないか。

事務局

ここでは「明治日本の産業革命遺産」の構成要素の位置づけを整理するために、P25に図を載せている。これは三重津海軍所跡だけではなく全体の整理の仕方を書いており、1850年代～1910年間で日本の近代化が成立したという整理になっている。大きく3つの段階で整理されているが、ほぼ幕末期にあたる1段階目を表現するとすれば、「試行錯誤の挑戦」ということになる。全体の位置づけとしてはこういう整理をされているので、P63にはそれをそのまま持っている。

委員

世界遺産の用語集があったと思うが、英語表記を意識した用語集になっていた気がした。世界遺産登録に向けての動きの中でかなり感じたのは、我々日本人にとって馴染みがあったり、重要であったりする言葉が欠けている。なぜ世界中で守らなければならないのかという事を説明しなければならないときに、どういう概念で説明するのか。通じるか、通じないかの話になってくる。そういう意味では、日本側の概念がこなれていないので仕方ないとも思うが、説明のための言葉を我々が持たなかったという面があると思う。

委員

P38に、本質的価値に準ずる要素として石碑の写真が掲載されているが、史跡指定地外の石碑の写真は載せないのか。

事務局

掲載する。

委員

P48の現状のサインの中で、注意喚起サインがあるが、これは河川事務所が作っているのか。それとも佐賀市が設置したのか。

事務局

佐賀市が公園管理の一環で設置している。

委員

P32のEの『公園や漁港の利用に資する要素』という用語の問題があったが、どうか。資産の価値を補完する要素をDとして、本体そのもの以外の要素だが、範囲内にあって、その機能を提示しなければならないというのはその通りである。

委員

P27の表4、史跡としての本質的価値を中央に置きながら、周辺にあるものをどう位置づけていくという抽象的な形でやっているのだから、公園、漁港という具体的な名前が出るのは違和感がある。概念的な整備であって、その中に公園や漁港があるという位置づけなので、そうすると体裁的には修正案の中の一番上、「保存・活用以外の用途に資する要素」というのが適当ではないか。調整という言葉はお役所用語な感じがして馴染まないと思う。

委員

なかなか難しいが、史跡の保存・活用以外の用途というのと、ではそれは何かということになる。どういう要素なのかという議論を呼ぶのではないかと。3つ目はどうか。史跡の一部は実際に使われているものなので、漁港施設で言えば地域の生活に直接関わりを持つもの。それはき損するとまずいという事なのだと思う。

委員

表4のタイトルは三重津海軍所跡の構成要素。その枠組みの中でどういうポジション

になるかということ。

事務局

この部分で入れた方がよいとなったご意見の1つとして、現在の公園施設の中では、史跡整備上で関わりが深いものもあり、公園施設として設置されたもので、今後の史跡整備の中でも継続利用や修景をして使っていこうということを踏まえている。また、史跡整備をしたからといって公園や漁港の機能が無くなる訳ではないので、これも整備の中で考えておくべき要素であるという位置づけにしておけば、史跡整備の段階で、活用あるいは整備の対象になるのではないかという考えで、あえて入れている。違和感があることは感じているが、ここは入れておかないと後々不具合があると考えられる。

委員

タイトルで考えるとA~Dまでは構成要素の区分ということで、価値に関する事柄として、本質的価値に対してどうかということに基づいて分類しているので、Eは「その他の要素」としてはどうか。「有効でない」と言ってしまうと語弊がある。トイレなどもあるので、「その他」としてしまえば、いずれの分類にも属さない。

委員

「その他の用途に資する要素」ではどうか。「その他の要素」というのはあまりにも包括的すぎるのではないか。

委員

P28③『その他の有効な構成要素』とあるが、C,D,Eを含むのか。それをさらに細分化すると、「その他」の中の「その他」ということになる。

委員

表現の問題なのでこちらの調整におまかせいただきたい。

内閣官房

P56(1)の最後の行、『日本の近代化を考える上で極めて歴史的価値が高いものであり』とあるが、『極めて歴史的価値が高い』と書くと特別史跡レベルということになってしまう。極めてという言葉が本当にいるかどうかをご検討願いたい。また、『適切な保全が必要である』というのは現実としてそうなのだと思うが、以下の①~④までの一連のつながりがあるからこそという意味なので、「個々の保全」に加え「一連のつながりのあるものとしての保全」という感じがもう少し出てきた方がよい。関連遺跡ということなので、関連しているということだろうが、もう少し強調したほうがよいのではないか。

事務局

『極めて』については検討する。もう一点についても文章の整理をしたい。

委員

広域関連整備と事業の関係は重要なことであるし、今後は佐賀県、佐賀市が連携して考えていかなければならない。関連性を踏まえて整備・活用していくという姿勢は絶えず訴えておく必要がある。もう少し丁寧に書いてほしい。

委員

幕末佐賀藩関連遺跡は、私もメンバーに入っている重要産業遺産委員会があるので、そこで謳っている文言やコンセプトを入れた方が分かりやすくなるのではないか。

委員

表現上は若干の追加で可能だと思う。



- 委員 P57 の③精煉方跡のところ、『理化学研究所』という固有名詞のようなので、表現を工夫した方がよいのではないかと。さらに、精煉方跡なので「理化学研究所の跡」と言わないといけない。P58、3行目『資源を活用・連携することにより』とあるが、資源を連携することはできないと思うので、「活用・ネットワーク化」と言い換えてはどうか。
- 事務局 意味はそういう事なので、表現を修正する。
- 委員 P59③1行目『史跡において、何をどのように…欠かせない。しかし…』ということだが、史跡になっているので、保存する理由については明らかになっている。『～しかし』までは取ってしまってもよいのではないかと。調査研究が継続的に必要だという部分については良いと思う。ただ何をどのような理由で保存すべきかという事を見極めるためにはといわれると、史跡になっているので、そこはどうかというところ。
- 事務局 ここにこの文章を入れたのは、一つは三重津海軍所跡の地下に埋まっているもの全てが確認できているわけではないので、今後の調査で新たに出てきたものに関しては保存の対象にしていくという意味合いで書いている。それが伝わらないようであれば文章の表現を変えていきたい。基本的には全てが分かっているわけではないので、今後の調査研究の中で、新たなものについては、きちんと整備をしながら、保存をしていきますという意味合いが分かるようにしたい。
- 委員 それであればそうやってしまった方がよい。
- 委員 ②の下から2行目『景観変化を一定の振幅の下に…』にある『一定の振幅』とはどの程度のものをイメージしているのか。
- 事務局 細かく聞かれると具体的には説明しづらいが、できるだけ現状と大きく変わらないというイメージである。
- 委員 『一定の振幅』というのは、世界遺産関係から来ている言葉なのか。
- 内閣官房 佐賀市とのやり取りの中で、私が入れた言葉だと思う。原文は、現状を維持してというニュアンスが非常に強かったが、景観の場合は現状の維持が非常に難しいので、一定の幅を持って、変化を許容しながら進めていく、あるいはコントロールする、修景する、景観形成をしていく方がよいというニュアンスを短い言葉で書こうとしたらこうなった。現状を固定的に維持はできないので、一定の手を入れながら、ある一定の幅のもと望ましい景観を日々形成していくということ。事務局でわかりやすい言葉があれば言い換えていただきたい。
- 委員 P60、①下から3行目『難しい状況にあることから…ならない』とは、指定地だけでなく、その周辺も含まれるということであれば、護岸も含まれる。そうすると、浸水するだけでなく、洗掘されるということも考えた方がよいのではないかと。護岸が洗われるということ。

- 事務局 河川の護岸のことまでは想定していなかった。
- 委員 周辺と書いてあるので、護岸の部分も入ってくるのかと思った。
- 委員 浸水してしまうということは一定の割合で起こりうるので、それを前提に考えましょうということ。護岸の洗掘が起こったら困るが、起こってしまうという前提の議論にはならないということではないか。浸水に対しては、しゃかりきになってそれを阻止するということではなく、それを前提とするということ。可能性としてはあるが、そういうことでいかがか。
- 委員 拘っているわけではないので、文脈からするとこのままでもよいのかもと思った。
- 事務局 この部分については当然水の出入りがある。入る方と出る方でどちらが遺跡の整備上問題になるかという、現状公園として整備しているが、出て洗掘されるという状況は生まれにくい。逆に水が入ってくことで、漂流物や泥が入ってくることが考えられるので、現地を見ている方としては、浸水の方がより遺跡への影響度が高いということを書いてある。整備上はそれを視野に入れて整備すべきだということを書かせていただいている。
- 委員 1～3章については、いただいたご意見をもとに修正させていただく。

## 説明

- ・資料4、4～7章について説明

## 質疑応答

- 委員 前回の委員会で、P73については「乾燥を防ぎ」としていただいたが、同様に考えてP74、5.1の7行目『不透水層を作らないように乾燥を防いで…』としているが、乾燥を防ぐよりも、水分を維持すること、調査前と同じようにすることの方が大事。前回指摘したP73と同じ理由で「調査前と同じように、地下水位と還元状態を維持する」というような表現にするべき。水分を維持するのは、地下水位を維持すること。還元状態にするというのは、木が腐らないようにということ。そのふたつはいずれも調査前の状態を維持するということである。
- P85の比較表だが、一番下の評価の部分に現実には無理だというのが3つ並んでいる。どちらにしようかという2案とダメな3案ではなく、A案～C案くらいまで可能性のあるものにしておいたらどうか。地下水位を維持するという点で見れば、B案の次にくるものとして、B案を立体表示にし、凹んでいる部分に水があるという状態が考えられないか。ドライドックは遠くから見たときには水を満々とあるような状態をイメージできるようにした方がよい。保存の問題からいうと地下水位についてばかり話

しているが、上からも水もある方がよい。3番目にくるのは、B案に少し水がくるようなイメージ、常に上に水があって、木材を守っているという案が適当なので、C案、D案、E案のどれかを削って、無理なものは2案くらいにしてもよいのでは。実はその案が非常に現実的で、この議論の中で、遺跡整備をしたときに、ここに本当に人が来るのか、人が来て楽しんでもらうということを考えたときに、水辺があって、そこで遊べるようなものがあるとよいと思う。C案を「水があって、水遊びができる、それは遺構の保全のために上から水を補給する」というイメージで作られてはどうか。

委員 選択肢のひとつとして、新しいご提案だと思う。

委員 A案、B案については、表面に中の骨組みのオルソ写真を貼りつけるというイメージでよいのか。

事務局 全部ではない。部分では今使っているものがある。

委員 水辺にすると、オルソ写真が見えなくなってしまう。

委員 写真というより、パブリックコメントにも木組みのすごさを見せたい、見たいという意見があるので、むしろそういう形を復元できないか。復元は木でやれということではなく、もっと劣化しない素材で考えてはどうか。その先のどのように表現するかということについては、ここにはまだ入っていないと思うが、大きな意味合いからすると、保存のことを考えると水があった方がよい。パブリックコメントであるような見どころの遺構をどう活かしたいかというのは、少し考える余地や、いくつかの選択肢はある。オルソで見せるのもありだし、劣化しないような形で見せるのもあり。ただ河川敷ということで構造物が置けないため、いくつかの制限の中で考えなければならぬ。今ここで結論はでないが、保存という視点で行くと、地下水位だけでなく、上からの水があった方がよいというのはその通りである。

委員 お金はかかるだろうが、可能であればホログラムか何かで復元するのが良い。いろいろな表示手法を提示していただいて、現状の中で最善のものを選択するというプロセスを残していく必要もある。E案の露出展示は検討したというプロセスを残す必要がある。プラスαで新しい案を入れるのは賛成だが、すべての案を検討した上で選択したという過程を残しておいた方がよい。

委員 一応不可能ではあるが、見られないのかという疑問に関しては答えておいた方がよい。考えてみたが、やっぱりダメですというのは言うべき。あとは、ガイダンスの委員会で専門家にも相談したが、IT技術の活用は、そう遠くない将来において、かなり発展するのではないかというご意見も伺っているので、現段階では可能性を検討すると言っておくのが一番正確なのだと思う。少し彫り込んでおくというのは面白い考え方かと思う。場合によっては案の追加も考えてほしい。

委員 ドライドックは選択肢が限られるが、金属加工関連遺構の表示の仕方がかえって難し

い気がする。遺構の写真だけ見て理解するというのがまず無理である。河川敷で復元はできないので、AR・VRに頼らざるを得ないかもしれないが、ガイドンス施設との連携のような形で、意識的に復元できるもの、例えば造船、修船システムなどを伝える含みを持たせておいた方が今後展開しやすくなるのではないか。具体的にどうするというイメージはまだないが。

委員 鹿島などでも発掘調査でレンガの円筒が出たなど、非常に貴重な成果であるが、一般の人がそこに来て三次元をイメージすることは非常に難しい。発掘調査で非常に大きな知見を得ているが、一般にはなかなか理解しづらい点がある。

委員 ドックは、こういった大きさのものが地下にあるとわかるようにすることが、産業遺産あるいは世界遺産として妥当なのか、きちんと検討しないといけない。勝手な推測によって大きさを表示することに対してはかなり疑問が出てくる。こういった検討をしたという報告書を残すことは必要なことである。ただし、実際にそれがふさわしいやり方なのかということについては、今まであまり例がないので、全体との関連を含めて検討しないといけないのではないか。逆に、凌風丸の復元については、船舶は動産であるので、世界遺産とは関係がないはず。復元の希望があるということはわかる。ただし、それをそのまま復元することは、こういう事情で不可能だということ、記録上は記録として残っているがそれをそのまま復元する訳にはいかない、といった事情説明や解説があった方がよい。それを踏まえた上で、動産は世界遺産ではないということを考えれば、復元作業は可能かもしれない。ただし、あくまで世界遺産ではないという前提で考えるべきだと思う。

もうひとつ、調査研究に関わって、内閣府に確認する必要があると思うが、フルヒストリーというものをどう考えるのか。これについて、各構成資産のところでは歴史全体についてどう解説していくのかを基本方針でしっかり対応すべきではないか。三重津の場合は、海軍所跡が使われなくなって商船学校になったが、施設の変遷を説明するのがフルヒストリーなのか。構成資産そのものが時間的に、どのように使われ方が変わっていったか、場合によっては使われなくなった理由も説明していくのがフルヒストリーを説明する上での責務であろう。それと同時に、例えば海軍所跡が使われなくなった理由は、日本全体の造船のあり方が変わっていったということも背景にあり、そういうことも含めてフルヒストリーとして解説していく。今それに対する見解がある必要は無いが、調査研究のテーマとしては位置づけておく必要がある。ただし、フルヒストリーがこういったものを対象としているのか、全体との兼ね合いも踏まえ、調査研究の課題として対応していく必要があるのではないか。

事務局 1点目にご指摘いただいた、スケールを実際に復元するという話で、実際に整備してよいのかという点については、調査が完全に行われておらず、情報が明らかになって

いない段階で、推測も含めて復元するのはいかなものかという趣旨か。

委員 ここにこういったものがあつたという説明の仕方として、世界遺産の場合、そういったことが可能なのだろうか。

委員 わかっているものだけ出すということ。これだけしかわかっていないという話ではない。こちら側の一部が出てきて、反対側の一部でも出てきて、おおよそこのくらいということにはわかる。

委員 それは言わば展示の仕方である。そういうやり方が世界遺産の場合適切なのか。石組の遺跡であれば、掘ったものをそのまま出して示すということは可能である。そういったことができない場合、地下にあるものについて、上の方でここからこういう大きさという説明の仕方がそもそも可能なのだろうか。そういう事例はどこかにあるか。そもそもやってよいのか。

委員 それは世界遺産の価値をき損することにはならないのではないか。

委員 勝手な推測にならないような表現の仕方になる。勝手な推測というのは価値を損ねることなのでやってはダメだというのはいろいろな検討の中で言われている。それに匹敵しないかどうか。

事務局 場所の問題を考えると、現地でそれをやる場合と、仮にガイダンスなどの別の場所でやる場合を考えたとき、同じことなのか。例えば、石見銀山は同じではないが、間歩の一部を現地でも見ることができるし、ガイダンスの中でも復元している。展示の手法として、現地でなければOKなのか、現地だからダメなのか、いろいろな問題が出てくる。現段階でドライドックに対しては厳密に検討していないので、その辺の検討が必要であるということになると、かなり時間がかかるのではないか。結論が出ないという気もする。

委員 場合によっては低くして大きさを示すような見せ方をして、場合によってはそこに水を入れるということも言われているため、そういった形でインタープリテーションを現地でできるのか裏付けをしないと、勝手にこれでやりますと言えるのか。

委員 裏付けとは何の裏付けか。

委員 ドックは遺跡として出ていれば、現実の遺跡としてそのままの形を見せることができる。ところがそれを見せることはできないときに、上の方に穴をあけて、この大きさのドックがあります、という説明の仕方をするということは、少なくともドックではない。そういったことが可能なのか。外に出ている訳ではない。

内閣官房 興味深い議論であるが、いま事務局からご提案いただいているのは、あくまでもある一定の期間における暫定的なもので恒久的に維持されていくものではない。それは誤った理解ではいけないが、どこまでが情報として分かった根拠のある手がかりなのかという境界の部分はきちんと確認した上で、現地における想像を膨らませるためのプ

プレゼンテーションの一つの手法だということ。それも未来永劫あり続けるものではなく、長くて向こう 20 年とか 30 年とかの間の一つの手がかりになるということなのではないか。そこには推測も客観的な事実に基づくものも少なくとも含まれている。境目を明確化した上で、私たちは情報提供しなくてはならない。それは世界遺産の分野でも史跡の分野でも同じであり、全て許容されていることだと思う。

委員 考古学でも全部掘れる訳ではない。例えば博多でも、断片的な発掘の情報を見て、それをつないで、なぜそんなことまで言えるのか、というほどのクリアな中世の博多のまちを描いている。そういうこともあるので、これが絶対正しいということではない。ある説明を伴って展示していくというのにはあり得るのではないか。

委員 考古学資料そのものが断片的なものしかなく、金属加工場は地下構造しか残っていない。では現物だから良いのかというと、歴史の理解にならない。そこに事例なども含めてそこから推測される上部の構造物やそれに対する人間の行動を含めないと遺構は評価できないし、理解できない。そのときに、ここまでは確実なことでここからは推測、これは仮説という色分けを明記しておかないと上部が独り歩きしてしまう危険性がある。推測に頼らざるを得ないが、ここは推測であるという表現の仕方は今後の復元や展示などにも通じていく問題である。

委員 現場での復元の問題と、インタープリテーションの形でやるものは区別をすべきではないか。現場でいろいろ理解できるような復元を、推測による復元ですということを説明したとしても現場でそういう復元をすることはやはりまずいのではないか。インタープリテーションの形でそういう説明をしていくという点はむしろ欠かせない。その違いは踏まえるべきではないか。

委員 現場では言った方がよいのではと個人的には思うが。

事務局 復元はダメだと思う。この場合、地下に埋まっているものの理解を促進するための遺構の位置と形状の表現で考えると、遺跡の整備上もインタープリテーションの整備上も必要ではないかと思う。

委員 興味深いが、慎重に検討した方がよいと思う。

事務局 三重津だけでなく、大板山たたら製鉄遺跡や恵美須ヶ鼻造船所跡でも同じような資産がたくさんあるので、全体としてどういう風に表現していくかという議論としてはあってもよいと思うが、かなり難しい話になる。

内閣官房 委員のご指摘は基本中の基本。賛否両論は当然あるが、P84 の一番下にある、ドライドックの見えない部分をどうするかということから、こういう意見が出ている。この部分は消すと言われていたが、今後プレゼンテーションのあり方やインタープリテーションの手がかりとして何らかの表現がある場合に、復元とどう切り分けられるのかという議論があったということは、どこかにフットノートで残しておくなり、注記

として入れておいた方がよい。P84 以降の部分はそういうものをすべて含んでいる。三重津であるがゆえの議論ではないか。小さな文字でもよいので、どこかに見えるように項目立てしたものがあるとよいのではないか。

委員 P84 の青地の部分は、議論のプロセスとして表現しておいた方がよい。検討した上でこういうことを考えているという説明をきちんとしておいたほうがよい。やはり三重津の場合は、非常に鮮明にその議論が出てくる。見せられないが、見たい・見せたいという要求が非常に強いので、きわめて老荘的なテーマであるが、それが鮮明に出てくるケースである。ここでどういう議論をしたかというのは記録されるべき。ここは事務局と検討して考えさせて頂きたい。

委員 私も全く同じ意見。この部分 10 行程度ではもったいない。先ほど付属の資料という話もあったが、そういうところに載せると、それが将来生きてくる。見せたかったが見せられないということをもっと伝えるべき。

## 説明

・資料 4、8～9 章について説明

## 質疑応答

委員 8 章はまさしくこの通りだと思うが、最後にボランティアが活躍しているという話で、ボランティアによるものが大きいと思うが、P97～99 にかけてボランティアという言葉が本文に出てこないのはあえてのことなのか。市民・市民団体にボランティアを置き換えているのか。普通であれば市民を巻き込んだボランティア活動の中で、こういうことを展開しているという表現になり、そちらの方がイメージしやすい。

事務局 あえて使っていない。現実的にはボランティアの活動で佐野常民記念館を中心にガイドの活動やおもてなし、館内の活動のサポートがされているが、あくまでもボランティアは自発性に基づく活動であるため、私たちがボランティアでやりますということではなく、ボランティアな気持ちは尊重しつつも、活動のあり方はいろいろあってよいと思う。表現として、行政が主体となりつつも、市民・市民団体、関係機関、来訪者をはじめとする多様な主体が、それぞれの思い、それぞれの活動スタイルで得意技を持ち寄っていただければ、三重津の活動全体としては良いイメージで動くのではないかと理由で書いている。

委員 今回の 8 章は、3 章の基本方針とうまく対応していて良いと思った。2 章の P61 の活用に関する課題の中で、①に対応した記述は多いが、②教育・啓発・観光プログラム、③ガイドプログラムに対する答えが欲しい。8-1 が基本的な考え方でボリュームが大きくなっていて、8-2 も (1) で終わっているのので、(2) を設けて、課題に対する答

えを書き込んでいただければ。

委員

ボランティアにやっただけ姿勢は大事なことだが、歴史の中身をガイドする話であり、技術的なことも含まれているので、それぞれが自分で獲得した知識でバラバラに語ってしまうのは問題が生じる。お話が上手な方もいらっしゃるのもそれぞれが個性を發揮していただきつつ、核になる部分は正確な中身を伝達していただくのが大事なことであるし、それがどのように解明されてきたかという考古学的な発掘手法なども含めて一緒に語っていただくと、見えないものを解説する上で有効である。ボランティア精神は非常に尊いが、佐賀市としても事業主体としての責任を担わなければならない。きちんと研修プログラムを作り、実行していくことを宣言しなければならない。

委員

最近この手の事業で、人材育成という話になるとすぐボランティアということになるが、ボランティアを育成する人は必要ないのかと思う。ボランティアの人たちに常に新しく正確で深い情報を与える佐賀市側の人材がまず人材を育成しないと、ボランティア制度はすぐばらけるカルーティンを逸してしまう。P59 の課題で、調査研究の継続が挙げられている。これを受けて、調査研究を継続する組織なり人材・育成があつて初めてボランティアの育成につながる。2-6 の課題に示されたことを盛り込むような形での事業計画、活用計画を整理した方がよいのでは。

事務局

時間の制約上、かいつまんだ説明になっていたかもしれないが、ボランティアを育成するというよりも正確に伝えるということと、それを直接来訪者に伝えるガイドの機能強化と体制強化をきちんとすべきということを書いている。ボランティアをあえて書いていないのは、ボランティアに頼るつもりではないという理由である。ただし、ボランティアな気持ちで活動に関わられる方もいれば、正確な知識を伝えたい人、専門家もいる。いろんな人たちがここに集って得意技を持ち寄って関わっていくと、総体として大きなものになるのではないかと書いています。基本的にはガイドの育成強化、研修というのもここに書いてあり、正確に伝える情報の選別も行政がきちんとグリップしながら進めていくということを書き込んでいます。再度読み込んでいただければご理解いただけるかと思う。もし伝わらないようであれば、表現や構成を組み替えて伝わるようにしていきたい。

委員

いろんなことがいっぱい書いてあるため、佐賀市として主体的にやっていくことの方法論が見えてこない。VR の活用などの中に入り込んでしまっている。

委員

ボランティアというより人の重要性を尊重して、人を育成していく予算も含めて確保し、人材育成のピラミッドの中に市民も加わっていただくという、進めていくときの方策を一本筋が通った形で書くとわかりやすい。

内閣官房

よく分かっていただけていると思うが、基本的な考え方はこれでよく伝わってくる。



具体的な方法がもう少し肉付けされなければならない。活用の進め方は(1)にとどまり(2)が無いことや、ボランティアを育成するプログラムや方法が無いと言われていたが、ここは具体的な方法を書かなければいけない章であるので、そこが非常に薄いのが気になる。

委員 記述がそれぞれのところで横に広がっているのもう少し方法論を縦に一本通した方向で具体的に説明しながら、肉付けとして書かれていると分かりやすくなる。

委員 情報発信について言うと、リピーターをどう確保するのかというのが課題。世界遺産の賞味期限は2年と言われているが、恒常的に新鮮な、あるいは深い情報を発信して伝えることによって、史跡としての魅力をキープしていくことをしないと、あとは落ちるしかない。常に新しい情報、より深い情報を発信できるような体制、それは専門家や研究者、それに専従するような職員の方々と恒常的な情報発信の体制をつくることも広い意味で活用計画の形だと思うので、調査・研究の継続のための具体的なプランがもう少しあるとよい。

委員 博物館でも常にそういうことを考えているが、難しい。そういうことができているところはあまりない。非常に大事なことはあるが。8章にこれを書いていないとか落ちているということではないが、少し工夫の余地はあるかと思う。

委員 P104のパスはまだ変わらと思うが、ドックをかなり深く掘って、遺構も見えるような印象を受ける。これはオルソなのか。平らな感じか。

事務局 これは遺構面ではなく、オルソ写真を貼るイメージである。細部をイメージしていないので、変わってくる可能性がある。人がたくさん書いてあると思うため、人の身長とドックとの段差を比べるとかなり深いように見えるが、それほど深い表現ではないので、この辺のまあかなり調整が必要である。

委員長 あとは私と副委員長と事務局の方で調整させていただければと思う。

#### ◆今後のスケジュールについて：

本日の審議の結果を反映させた報告書をもとに完成をさせ、これを要約させた抄録を7月に一旦内閣官房に提出する。その後、内閣官房と抄録について調整をして、必要に応じて計画書本体の微調整も出てくるかもしれない。その場合は会長・副会長と相談させていただきたい。策定委員会は今回が最終であるが、最終的に9月頃まで計画の微調整が発生するかもしれないので、委員のみなさまにはどうかよろしくをお願いしたい。最終的に計画書本体と抄録は佐賀地区管理保全協議会で9月に最終的な承認をいただく予定である。確定した抄録の日本語版は委員のみなさまと共有をしていきたいと考えている。

#### ◆内閣官房より：

委員の先生方におかれましては、計画の策定に向け、議論を頂いたことにお礼申し上げたい。文化庁ともよく協議していただいているかと思うが、内閣官房では世界遺産の観点から抄録作成と、12月の最終

的なレポートの提出に向け頑張っていきたい。また文化庁ともよく調整をしながら、佐賀市と一緒に、次年度以降の事業がうまく進むように準備を進めていきたい。

◆閉会あいさつ（古賀部長）：

本日は全庁会議があり、遅れて参加したことをお詫び申し上げたい。通常、こうした計画策定委員会の最終回は承認ということで早めに終わることが多いが、妥協のない議論をしていただき感謝申し上げます。特に、3章のビジョンを非常にわかりやすくまとめていただいた。ただ分かりやすいだけでなく、読んでいるうちにわくわくしてくるようなまとめ方をしていただいた。これからこの計画をバイブルとして保存・整備・活用を行っていききたい。まだ会長、副会長においては、最後まで調整をお願いすることとなるが、平成28年2月から1年3ヶ月にわたって計画策定にご尽力いただいたことに感謝申し上げます。